

第5章 白川河川整備計画の今後の進め方

5.1 白川流域住民委員会の継続的開催

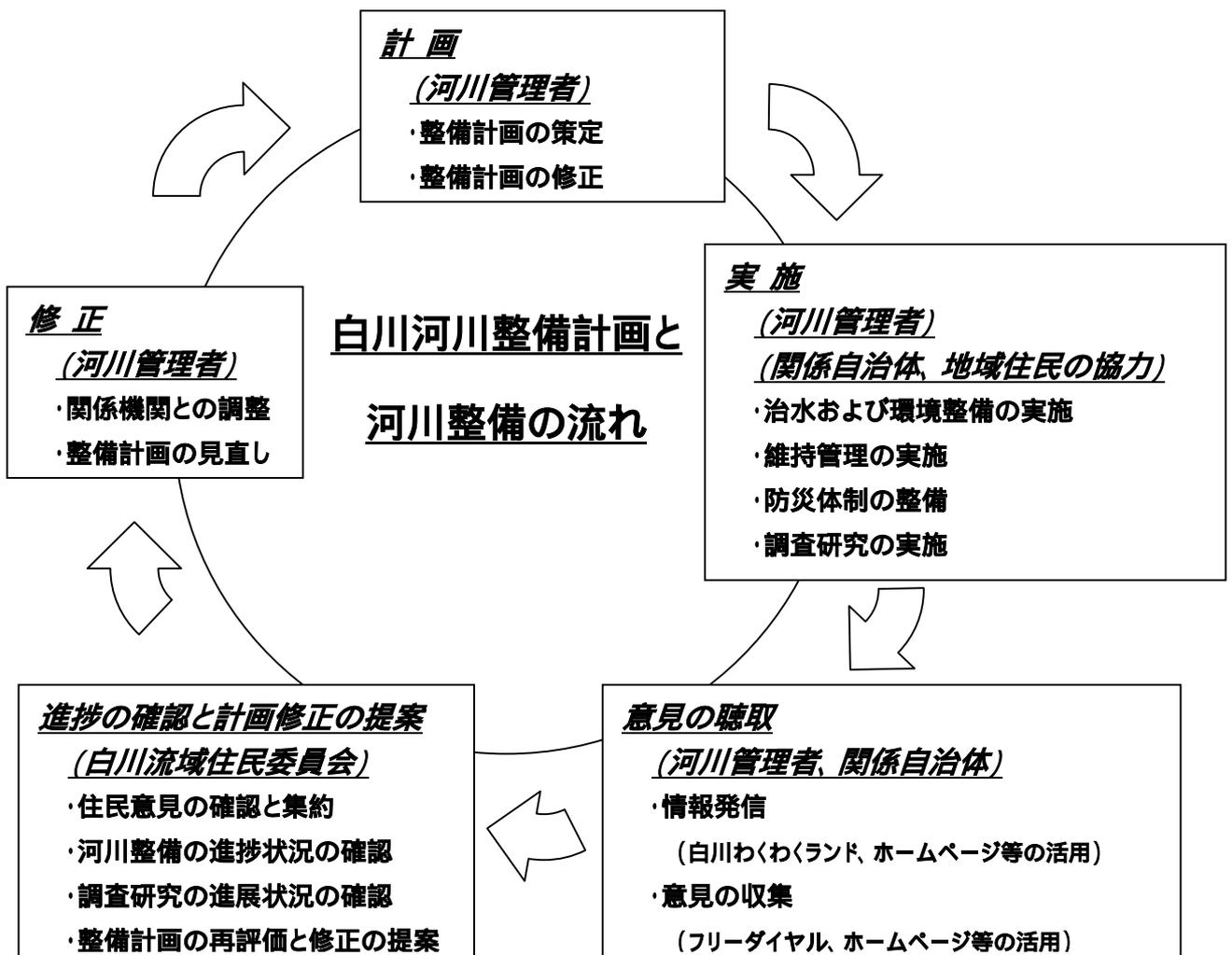
白川の河川整備計画は、策定時点における流域の治水事業の状況や自然条件、社会的状況に基づいて決定されたものであるため、今後の社会状況の変化や知見・技術の進展等に即して見直す必要があります。

したがって、白川流域住民委員会を以下に示す要領で継続的に開催し、適宜本計画の見直しを検討します。

白川流域住民委員会は毎年定期的を開催することとし、整備の進捗、環境調査結果、住民の意見などを確認します。

水害の発生状況や社会情勢、流域住民の意見などを考慮して、適宜計画の見直しを検討します。

被害が大きい水害などが発生した場合は、白川流域住民委員会を開催し、必要に応じて計画の見直しを検討します。



また、白川流域住民委員会の下部組織として、次の検討会を設置して、地域住民の意見やアイデアの収集、具体的な整備に向けた検討を進めていきます。

危機管理委員会	: 危機管理に関する施策について、引き続き検討していきます。
環境の再生に関する検討会	: 自然環境を再生していくための方法について検討します。
利活用懇談会	: 白川及び白川流域住民交流センター(白川わくわくランド)の利活用について検討します。
景観に関する検討会	: 熊本市街部における河川景観について検討します。

5.2 流域連携への取り組み

(1) 流域連携の必要性

以下の理由から、白川水系の関係者、関係機関等の連携(流域連携)が必要です。

- ・洪水対策においては、上流から河口まで流域や白川の特性を十分に考慮して、上下流のバランスに配慮して進める必要があります。
- ・河川環境の整備においては、水質における上流域から下流域への影響改善や、魚介類の上り下りする生きた川、白川と人との結びつきがもたらす地域のつながり、阿蘇から「森の都」熊本を結ぶ自然空間としての白川の姿、といったものを回復していくことが求められています。
- ・河川水や地下水の利用においては、白川周辺の地域全体が同じ水循環の上で生活を営んでおり、白川に関わる全市町村全体での取り組みが必要となっています。

(2) 流域連携に向けた施策

流域連携の必要性に鑑み、以下の施策にとりくみます。

- ・行政機関における連携の枠組みづくりにとりくむこととし、河川管理者と自治体、関係省庁との間に協議会を設置して定期的を開催します。
- ・地域の草の根連携に向けて支援することとし、地域のボランティア、白川に関わる活動をおこなっているNPO、白川に関する地域の研究者などの交流の場づくりを支援します。また、小中学校を中心とした白川での環境学習活動をとおして、学校間の情報交換を支援します。
- ・行政と地域の連携について、地域住民の意見を河川行政に反映していくための常時開放された窓口(「川の相談室」)を継続して設置します。